

公園維持管理業務委託積算要領

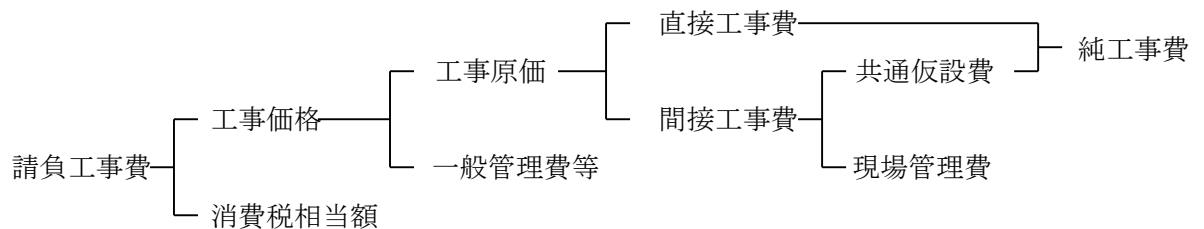
1 適用

本要領は、名古屋市緑政土木局所管の公園・緑地における除草、清掃、剪定、ごみの運搬等の維持管理業務における積算に適用する。

ただし、この基準によることが不適當であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

2 委託費の構成

名古屋市土木工事標準積算基準書（以下、積算基準と記載する）請負工事費における一般土木の工事費構成に準じる。



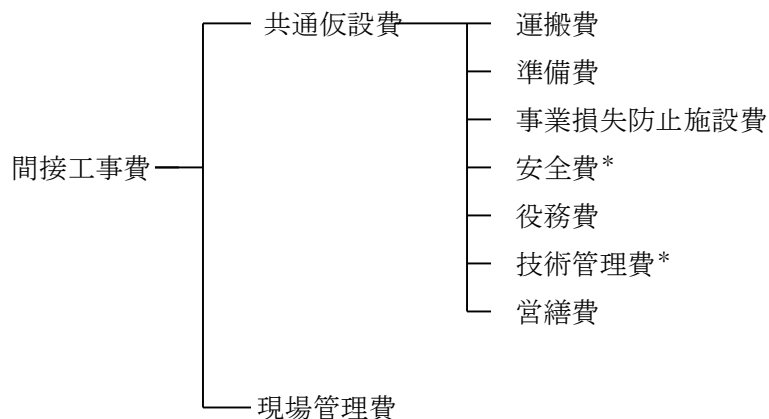
3 委託費の積算

3-1 直接費

積算基準の直接工事費に準じる。

3-2 間接費

この算定基準は、間接費の算定にかかる必要な事項を定めたものであり、共通仮設費の構成は下記の通りとする。



* 「公園維持管理」にて率計上される項目

I. 共通仮設費

① 工種区分

工種名	工種内容
公園維持管理	公園及び緑地にあつて次に掲げる作業 除草、清掃、剪定、ごみの運搬及びこれらに類する作業

② 算定方法

共通仮設費の算定は、表 - 1 の率計上による額と積み上げ計算による額とを加算しておこなう。

$$K = K_r \cdot P + \alpha$$

ただし、 K : 共通仮設費

K_r : 共通仮設費率（表 - 1 参照）

P : 対象額（対象額の構成は積算基準に準じる）

α : 積み上げ額

③ 共通仮設費の率分

（1）共通仮設費の率分

（表 - 1）

対象額	600 万以下	600 万超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
工種区分	下記の率とする	A	b	下記の率とする
公園維持管理	2.69	2.9	-0.0049	2.65
算定式	$K_r = A \cdot P^b$ K_r : 共通仮設費率（%） P : 対象額（円） A, b : 変数値			

（2）共通仮設費率の補正

積算基準 共通仮設費率の補正に準じること。

④ 率計上による共通仮設費項目

（1）安全費

（2）技術管理費

率計上される内容は積算基準に準じる。

⑤ 積み上げ計上による共通仮設費項目

（1）運搬費

（2）準備費

（3）事業損失防止施設費

（4）役務費

（5）営繕費

業務内容により、積み上げ計上する場合は、積算基準に準じて積算すること。

Ⅱ. 現場管理費

現場管理費については現場管理費の率分以外は積算基準の現場管理費に準じること。

① 現場管理費の率分

(1) 現場管理費の率分 (表 - 2)

対象額 工種区分	700 万以下	700 万超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	下記の率とする	A	b	下記の率とする
公園維持管理	43.09	347.3	-0.1324	30.30
算定式	$J_0 = A \cdot N_P^b$ J_0 : 現場管理費率 (%) N_P : 純工事費 (円) A, b : 変数値			

(2) 現場仮設費率の補正

積算基準の現場管理費率の補正に準じることとする。

4 一般管理費及び消費税相当額について

積算基準における一般管理費及び消費税相当額に準じるものとする。

附則

この要領は平成 16 年 3 月 1 日より施行する。

附則

この要領は平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

附則

この要領は平成 24 年 10 月 1 日より施行する。

附則

この要領は平成 27 年 7 月 1 日より施行する。

附則

この要領は令和元年 10 月 1 日より施行する。

附則

この要領は令和 2 年 10 月 1 日より施行する。

附則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。